



[米国] 米国訴訟において「先使用权」が主張されない理由と対応

1. 「先使用权」の根拠条文 (35U.S.C §273(a)(1),(2))

35U.S.C §273(a)

- a. 先使用权の対象は、「製法」、「製造過程の装置・製品」に限定。
- b. その主題を商業的に使用しており、その行為が、内部での商業的使用又は当該の商業的使用による有用な最終成果物の実質上公正な販売又はその他の公正な商業的移転の何れかに関連していること（つまり、**通常取引の範囲内**であること）
- c. 当該**商業的使用が、クレーム発明の有効出願日、又は、クレーム発明が、第102条(b)に基づいて先行技術の例外として適格になる態様で公衆に開示された日から少なくとも1年前に生じていたこと。**

2. 「先使用权」の活用状況

- a. 先使用权が主な争点となっている最高裁判決またはCAFC判決は存在せず(2020年時点の調査結果)。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。